

別記様式第1号(第四関係)

で き が わ さ が ん じょう りゅう ち く
出来川左岸上流地区活性化計画

み や ぎ け ん わ く や ちょう み さ と ま ち
宮城県涌谷町、美里町

平成27年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 出来川左岸上流地区活性化計画

都道府県名 宮城県

市町村名 涌谷町 美里町

地区名(1)

出来川左岸上流地区

計画期間(2)

平成27年度～平成29年度

目 標 : (3)

本地区においては、水稻を中心とした農業が展開されており、地形図作成及び農用地等集団化を実施することにより、今後予定している農地整備事業を円滑に行い、営農条件の整備と農用地の担い手への利用集積を促進し、農業の振興により地域の活性化、定住の促進を図る。

平成30年度からの農地整備事業の実施を目指すとともに、事業の実施により区域内における担い手39人を維持、確保し、地域農業の推進につなげ、農業従事者の定住を促進する。

目標設定の考え方

地区の概要:

涌谷町は、宮城県の北東部に位置し、総面積は82.08平方キロメートルである。町のほぼ中央に籠岳山があり、1級河川の江合川をはじめ多くの河川が耕地を潤し、総面積の約44%を農用地が、約30%を山林・原野が占めており、豊かな自然環境に恵まれた地域である。

美里町は、宮城県の北東部に位置し、総面積は75.06平方キロメートルである。1級河川の江合川や鳴瀬川などにより形成された沖積平野が広がり、総面積の70%近くを豊かな水田や畑が占めており、自然豊かな田園都市である。

本地区は、涌谷町の南西部と美里町の北東部にまたがった地区であり、宮城県北部の中心地である大崎耕土の東端に位置している。気候は、緯度から見ると寒冷な地域だが、冬季の降雪量も少なく、東北地方の中でも比較的温暖な気象条件にある。奥羽山脈から流れる1級河川の江合川などの沖積平野が広がる、おおむね平坦な地形となっており、肥沃な水田地帯が広がっている。圃場の多くは10aの小区画となっており、農道は狭小で用排水路の整備水準も低い地域であることから、農作業の効率化と生産性の向上、また、担い手育成の促進のため、農地整備事業の実施が強く望まれている地区である。

現状と課題

本地区においては、水稻を中心とした農業が展開されているが、用排水路の整備水準が低いことから、用水不足や排水不良など用排水に支障をきたし、多くの農業従事者が維持管理に苦慮している。農道は狭小で、耕作機械等のすれ違いも困難な状況である。また、圃場の多くが10aの小区画であり、耕作地が数箇所に分散しているほか、農道が接続していない圃場もあり、作業の妨げになっている。このため、大型の機械による効率的な営農と将来の担い手農家の育成に支障をきたしており、地域活力の低下が懸念される。

今後の展開方向等(4)

平成30年度から実施を計画している県営農地整備事業により、区画の整理・拡大、農道・用排水路の整備を行い、本地区の農業に支障をきたしている要因を改善し、大型機械による効率的な営農、水管理の合理化をはじめ、担い手への農地の集積等により本地区の農業の振興を図るとともに、農業従事者の定住化を促進する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(3)	備考
涌谷町、美里町	出来川左岸上流地区	基盤整備(地形図作成)	涌谷町	有	イ	H27年度
涌谷町、美里町	出来川左岸上流地区	基盤整備(農用地等集団化)	涌谷町	有	イ	H27～H28年度
涌谷町、美里町	出来川左岸上流地区	農地整備事業	宮城県	無	イ	採択:H29年度 実施:H30～H38年度

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(4) 【該当なし】

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(5) 【該当なし】

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(6) 【該当なし】

--

3 活性化計画の区域(1)

出来川左岸上流地区(宮城県涌谷町、美里町)	区域面積 (2)	394ha
区域設定の考え方 (3)		
法第3条第1号関係： 本地区は、そのほとんどが涌谷農業振興地域整備計画、小牛田農業振興地域整備計画に基づく農用地であり、農業が重要な産業となっている。		
法第3条第2号関係： 本地区の基幹産業は水稻を中心とした農業であり、その基盤となる農地を整備し、農業生産性を高めることにより農業の振興、農業従事者の定住化を促進することは、地域の活性化に寄与するものである。		
法第3条第3号関係： 市街地を形成している区域は、含んでいない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項【該当なし】

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(㎡)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(1)	土地所有者		権利の種類(1)	土地所有者		農地(2)	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別(3)	

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(4)

整備計画	種別(5)		構造(6)		建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物								
工作物								
計								

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項【該当なし】

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法 (2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(3)		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(4)		
設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法 (5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(6)		
その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(1)

活性化計画の目標の達成状況については、本地区内における認定農業者数を把握し、第三者の意見を踏まえ、事後評価を行う。
事業活用活性化計画目標については、地形図作成及び農用地等集団化の事業実施後、平成30年度に農地整備事業が着手されている
かにより検証する。